

○高齡者施設における防災・減災対策について

－ 災害関係各種通知について－

○業務継続計画（BCP）策定について

社会福祉施設における避難の実効性確保に関する取組み等について (令和3年7月16日付け県通知)

○ 本通知のポイント (詳細については、上記通知をご確認ください。)

(1) 避難確保計画の令和3年度内作成について

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設については、令和3年度末までにすべての避難確保計画を作成することを目標としている。

(2) 社会福祉施設の避難確保計画(非常災害対策計画を含む)チェックリストの作成

報告を受けた避難確保計画について、市町村長が施設管理者等に対して、必要な助言又は勧告をすることができる制度が創設。

避難確保計画を新たに作成・変更する場合、既に作成している場合は、避難訓練の結果報告の際に、チェックリスト(別紙1)の提出が求められる。

(3) 水防法等の改正に伴う避難訓練結果の報告について

水防法・土砂災害防止法の改正(令和3年5月)に伴い、避難訓練を実施した場合に、施設管理者から市町村長に対し、訓練結果を報告(別紙3)することが義務化された。

(避難訓練を原則年一回以上実施し、訓練実施後、概ね1ヶ月を目安に、訓練結果の市町村への報告が必要)

(4) 災害対策基本法改正に伴う手引きの読替え等について

災害対策基本法の改正により、避難勧告と避難指示が避難指示へ一本化されたことに伴い、「避難確保計画策定の手引き」等のガイドブックの内容を読替える。

(「警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始」は、「警戒レベル3高齢者等避難」に、「警戒レベル4避難勧告、避難指示(緊急)」は、「警戒レベル4避難指示」に、「警戒レベル5災害発生情報」は、「警戒レベル5緊急安全確保」にそれぞれ読替え)

(5) 避難の実効性を確保するための留意点について

「社会福祉施設における避難の実効性を確保するための留意点」(別紙5)を参考に、避難体制等の充実に取り組むこと。2

梅雨期及び台風期における災害対策の一層の強化と周知徹底について（R3.5.27 県通知）

1. 早期避難の重要性及び災害時にとるべき避難行動の徹底

避難勧告等が発令されていない状況であっても、台風の規模・進路予想等により相当量の雨量による河川水位の急激な上昇や建物への浸水などが見込まれる場合及び身の危険を感じた場合には、これまでの経験や前例にとられることなく、躊躇せず速やかに避難すること。

また、平成31年3月に「避難勧告等に関するガイドライン①（避難行動・情報伝達編）」が改正され、災害発生のおそれの高まりに応じて住民がとるべき行動を5段階に分けた避難情報が発令され、**令和3年5月に「避難勧告・避難指示が避難指示」に一本化**され、「警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始が高齢者等避難）」に改称されたことから、**「警戒レベル3（高齢者等避難）」が発令された場合は、速やかに避難行動を開始してください。**

3. 事業継続計画（BCP: Business Continuity Plan）の作成

令和3年度介護報酬改定に伴う基準省令の改正により、災害が発生した場合であっても利用者等が継続してサービスの提供を受けられるよう、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画「事業継続計画（BCP: Business Continuity Plan）」の策定や必要な研修及び訓練（シミュレーション）の実施が令和3年4月から義務付けられる（3年間経過措置）こととなったことから、高齢者施設等においては、下記HPを参考に早期に事業継続計画の作成などの取り組みをお願いします。

また、**自家発電機などの非常用電源の確保は平成30年9月の台風においても、必要資源であったことから、必要最小限度必要となる電源の確保について当計画に必ず盛り込んでください。**

4. 市町村及び関係機関との連携・協力体制の確立

① 社会福祉施設等は、市町村と連携を図り、市町村が定める避難場所や避難経路を確認するとともに、非常災害時の市町村との連絡体制を整備してください。

② 社会福祉施設等は、土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所（国交省所管）、山地災害危険地区（林野庁所管）、地すべり危険地（農林水産省所管）として指定されている区域（市町村が指定の意向をもっている場合も含む。）に所在しているか否か市町村に確認してください。

土砂災害警戒区域等にある社会福祉施設等については、土砂災害に対する備えにも十分留意してください。

令和3年5月20日から

避難指示で必ず避難

警戒レベル



4

ひなんかんこく

避難勧告は廃止です



©山口県

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	さんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令) ・避難指示(緊急) ・避難勧告 ・避難準備・ 高齢者等避難開始 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁) 早期注意情報 (気象庁)
～<警戒レベル4までに必ず避難!>～			
4	 災害の おそれ多い	ひなんしじ 避難指示 ※2	
3	 災害の おそれ多い	こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難 ※3	
2	 災害状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	
1	 今後災害状況 悪化の恐れ	早期注意報情報 (気象庁)	

介護保険施設等における非常災害対策計画等の策定等について (R1.6.3 県通知、H31.3.15 県通知)

厚生労働省が、各都道府県の報告をとりまとめたところ、非常災害対策計画を策定していない又は避難訓練が実施されていない施設等が散見され、非常災害対策計画を策定していない要因として、非常災害対策計画の策定方法が分からない又は難しいことが挙げられています。

各介護保険施設等におかれては、次の(1)及び(2)について、自主点検して頂き、必要に応じ策定又は見直し等を行って頂くようお願いいたします。

(1) 介護保険法又は老人福祉法の基準省令、和歌山県有料老人ホーム設置運営指導指針及び和歌山県サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針により作成することとなっている非常災害対策計画

- 非常災害対策計画について、水害・土砂災害、地震等地域の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとする。介護保険施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。
- 非常災害対策計画について、職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。**避難訓練を実施**し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。

(2) 水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくりに関する法律により、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設(要配慮者利用施設・津波避難促進施設)が、作成しなければならない避難確保計画(※対象となる介護保険施設等のみ。)

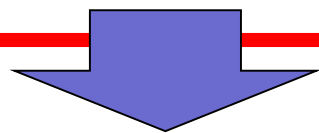
非常災害対策計画と避難確保計画の比較

計画	非常災害対策計画	避難確保計画
法令等根拠	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等、各施設・事業所種別の <u>指定基準(省令)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>水防法</u> ・<u>土砂災害防止法</u> ・<u>津波防災地域づくり法</u>
対象	介護保険サービスの指定を受ける <u>全施設・事業所</u> (訪問系サービスを除く)	<u>浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設</u> (社会福祉施設等)
義務	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>非常災害対策計画</u>の作成 ・<u>避難訓練の実施</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難確保計画</u>の作成及び市町村への提出 ・<u>避難訓練の実施</u>
計画で定めるべき項目	<p>《「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」(平成29年1月31日老総発0131第1号、老高発0131第1号、老振発0131第1号、老老発0131第1号)》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設等の立地条件 ・災害に関する情報の入手方法 ・災害時の連絡先及び通信手段の確認 ・避難を開始する時期、判断基準 ・避難場所 ・避難経路 ・避難方法 ・災害時の人員体制、指揮系統 ・関係機関との連携体制 	<p>《要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の目的 ・計画の適用範囲 ・防災体制 ・情報収集及び伝達 ・避難の誘導 ・避難確保を図るための施設の整備 ・防災教育及び訓練の実施 ・自衛水防組織の業務(自衛水防組織を設置する場合に限る。)

高齢者施設等における災害時等に備えたライフライン等の点検・確認及び備えについて (令和3年10月20日(更新)、令和2年6月12日 県通知)

○ 高齢者施設等においては、日常生活上の支援が必要な高齢者が多数入所・利用していることから、ライフライン等が長期間寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、入所・利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあります。このため、平時の段階から、災害時にあってもサービス提供が維持できるよう、高齢者施設等の事業継続に必要な対策を講じることが重要です。

○ 新型コロナウイルスや新型インフルエンザ(H21)、和歌山市断水(R3)・漏水修繕事案(R1)を踏まえて、改めて、ライフライン等が寸断された場合の対応について、下記の項目を参考に点検確認いただくとともに、特に3日分以上の飲料水、食料、衛生用品等の備蓄、非常用電源の確保、断水への対応、事業継続計画(BCP)の策定、地域との連携体制の構築強化など必要な対策を速やかに進めていただき、災害時等に対する万全の備えをお願いします。



<ライフラインの点検・確認項目>

1. 断水への対応
2. 停電への対応
3. ガス停止への対応
4. 通信停止への対応
5. 食事(給食食材含む)への対応
6. 薬の備蓄
7. 各種物資の備蓄等
8. 災害時等の事業継続(BCP)

(厚生労働省) 介護施設・事業所における業務継続計画 (BCP) ガイドラインについて

○ 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。

○ 必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画(BusinessContinuityPlan)の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。(令和2年12月11日作成。必要に応じ更新予定。)

掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

介護施設・事業所における 新型コロナウイルス感染症 発生時の業務継続ガイドライン

❖ポイント

○ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。

○ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

❖主な内容

- ・BCPとは ・新型コロナウイルス感染症BCPとは(自然災害BCPとの違い)
- ・介護サービス事業者に求められる役割 ・BCP作成のポイント
- ・新型コロナウイルス感染(疑い)者発生時の対応等(入所系・通所系・訪問系)等



介護施設・事業所における 自然災害 発生時の業務継続ガイドライン

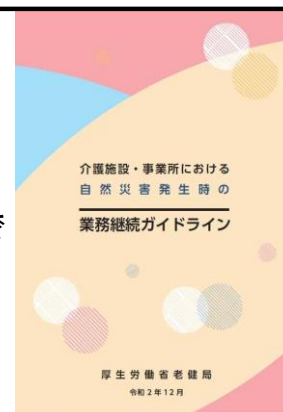
❖ポイント

○ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。

○ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

❖主な内容

- ・BCPとは ・防災計画と自然災害BCPの違い
- ・介護サービス事業者に求められる役割 ・BCP作成のポイント
- ・自然災害発生に備えた対応、発生時の対応(各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項)等



(厚生労働省) 介護施設・事業所における業務継続計画 (BCP) 作成支援に関する研修

- 感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)の作成を支援するために、研修動画を掲載しましたので是非ご覧ください。

掲載場所 : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について

新型コロナウイルス感染症編	自然災害編
<ul style="list-style-type: none">○ 新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン [PDF]○ 様式ツール集 [XLSX]○ ひな形(入所系) [DOC]○ ひな形(通所系) [DOC]○ ひな形(訪問系) [DOC]	<ul style="list-style-type: none">○ 自然災害発生時の業務継続ガイドライン [PDF]○ ひな形 [DOC]

研修動画(研修資料)の構成について

総論	新型コロナウイルス感染症編	自然災害編
1 BCPとは	2 共通事項 3 入所系 4 通所系 5 訪問系	6 共通事項(概要編) 7 共通事項 8 通所サービス固有事項 9 訪問サービス固有事項 10 居宅介護支援サービス固有事項

業務継続計画（BCP）の策定等関係の基準省令、解釈通知

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（参考） （平成11年3月31日厚生省令第39号）

（業務継続計画の策定等）

第二十四条の二 指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「**業務継続計画**」という。)を**策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。**

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、**必要な研修及び訓練を定期的に実施**しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（参考） （平成12年3月17日老企第43号）

28 業務継続計画の策定等

(1) 基準省令第24条の2は、指定介護老人福祉施設は、感染症や災害が発生した場合にあっても、入所者が継続して指定介護福祉施設サービスの提供を受けられるよう、指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための**計画**（以下「**業務継続計画**」という。）**を策定**するとともに、当該業務継続計画に従い、指定介護老人福祉施設に対して、**必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施**しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準省令第24条の2に基づき施設に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。

なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第3条において、**3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務**とされている。

(2) **業務継続計画には、以下の項目等を記載**すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。

① 感染症に係る業務継続計画

イ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）

ロ 初動対応

ハ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

② 災害に係る業務継続計画

イ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）

ロ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）

ハ 他施設及び地域との連携

(3) **研修の内容**は、感染症及び災害に係る**業務継続計画の具体的内容を職員間に共有**するとともに、**平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行う**ものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくために、**定期的（年2回以上）な教育を開催**するとともに、**新規採用時には別に研修を実施**すること。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

(4) **訓練（シミュレーション）**においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する**ケアの演習等を定期的（年2回以上）に実施**するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。